

鹿野町わったいな祭事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鹿野町わったいな祭事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、鹿野町わったいな祭事業の実施に要する経費を補助することにより、円滑な事業の運営と、本市の地域活性の振興を図ることを目的として交付する。

（補助対象事業）

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 城下街なみ魅力PR事業
- (2) 農産物・特産物販売促進事業
- (3) 芸能発表、作品展示事業

（交付対象者）

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を実施する鹿野町わったいな祭実行委員会とする。

（補助対象経費）

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、報償費、旅費、需用費（ただし食糧費を除く）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費とする。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。

（補助金の算定）

第6条 本補助金の額は、補助対象事業に要する経費から、当該補助対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）及び協賛金、負担金等の特定財源により充当されるものを控除した額に、10分の10を乗じて得た額（千円未満の端

数は、これを切り捨てる。) 以内に算定し、予算の範囲内で交付する。

- 2 前項の規定に関わらず、本補助金以外の規則に基づく市の補助金、交付金又は助成金を受け入れている、又は受け入れる予定である事業については、本補助金は交付しないものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、国、他の地方公共団体又は団体等から第1項の額を超える補助金、交付金又は助成金を受け入れている、又は受け入れる予定である事業については、本補助金は交付しないものとする。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 2 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額をもって算定した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
- 3 前項の規定による申請を受けた時は、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(概算払)

第8条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払いにより交付できるものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了の日から20日を経過する日又は本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条に定める実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額にかかる仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市長に返還しなければならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、鹿野町総合支所長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月18日から施行し、令和8年度事業から適用する。

様式第1号（第7条、第10条関係）

鹿野町わったいな祭事業 事業計画（報告）書

1 事業の目的（イベント趣旨等）

2 事業の内容

① 城下街なみ魅力PR事業

② 農産物・特産物販売促進事業

③ 芸能発表、作品展示事業

3 他の補助金の活用の有無

☐ 有 ☐ 無

補助金等の名称：

事業内容：

補助金等を所管している部署（団体）名：

＊「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金を所管している部署（団体）名を記載してください。

4 消費税の取扱い

- | | |
|---|---|
| ☐ 一般課税事業者 | ☐ 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者 |
| ☐ 簡易課税事業者 | ☐ 免税事業者 |
| ☐ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 | |

5 その他

様式第 2 号（第 7 条、第 1 0 条関係）

鹿野町わったいな祭事業収支予算(決算)書

収入の部

(単位:円)

科目	金額	摘要
市補助金		
計		

支出の部

	項	科目	金額	摘要
事務局費				
事業費	城下街なみ P R 事業費			
	農産物・特産物販売促進事業費			
	芸能発表、作品展示事業			
	計			

年 月 日

鳥取市長 様

〇〇年度 鹿野町わったいな祭事業補助金にかかる
消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった 年度鹿野町わっ
たいな祭事業補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定しましたので、鹿野町わっ
たいな祭事業補助金交付要綱第 1 0 条第 4 項の規定により、下記のとおり報告しま
す。

記

1	本補助金の額確定額（確定通知書により通知した額）	金	円
2	確定額にかかる補助対象経費の額	金	円
3	実績報告控除税額	金	円
4	確定した控除税額	金	円
5	補助金返還相当額	金	円

（注）確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること